

豊川市住民主体の通いの場フォローアップ教室業務委託に関する募集要項

1 募集の概要

豊川市住民主体の通いの場フォローアップ教室業務委託実施事業者を募集する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

豊川市住民主体の通いの場フォローアップ教室

(2) 目的

住民主体の通いの場で行っている体操、運動について、正しく、安全に実施できるように指導し、また、新たな体操や運動を提供することにより、通いの場で運動の質を維持できるよう支援する。

※通いの場とは：介護予防や地域における支え合い体制づくりを目的として、住民が主体となり、地域に住む高齢者が定期的集まり、体操・運動・趣味活動等を通じて仲間とリフレッシュしたり、日々の生活に活気を取り入れる場。

(3) 対象者

豊川市介護高齢課通いの場「元気グループ」登録団体（以下、「団体」という）

(4) 実施内容

本事業の内容は、次のアからウに掲げるものとし、事業実施の流れは別紙1のとおりとする。

ア 支援計画書の作成

団体から依頼を受けた後、支援計画書を作成する。

イ 教室の実施

支援計画書に基づき教室を実施する。

ウ 実施報告書の作成

教室の終了後、実施報告書を作成する。

(5) 会場

本事業の実施を希望した団体が確保する。

(6) 実施時間及び実施回数など

実施時間と回数等は、原則、1回当たり60分程度を標準とし、1団体、年3回までとする。

(7) 実施体制

ア 従事者の職種及び人数

高齢者の特性や介護予防に関する知識を十分に習得している有資格者（理学療法士、作業療法士、柔道整復師、健康運動指導士、介護予防運動指導員等）を1名以上配置するものとする。

イ 事故発生時の対応

実施事業者は、本事業において事故が発生した場合は、市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- ① 実施事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- ② 実施事業者は、本事業において賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ③ 損害賠償にかかる保険は、実施事業者において加入するものとする。

ウ 秘密保持

実施事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

エ 衛生管理等

実施事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。また新型コロナウイルス感染症の対策を実施しなければならない。

(8) 業務委託料予定額

項目	委託料
フォローアップ教室支援 (それぞれ1回あたり)	10,000円(税込) (会場までの交通費含む)

(9) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 応募資格

次の(1)から(4)の全ての条件を満たしていること。

- (1) 豊川市の一般介護予防事業のサービスの趣旨を理解し、円滑に事業を実施できること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 本業務の委託契約締結前までに豊川市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

4 受理の取消

応募した事業者が、契約日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を取り消し、審査の対象から除外する。

- (1) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 応募資格要件を満たさなくなった場合

5 提出書類

- (1) 豊川市住民主体の通いの場フォローアップ教室実施事業者応募申請書兼誓約書（様式1）
- (2) 豊川市住民主体の通いの場フォローアップ教室実施事業者応募内容確認書（様式2）
- (3) 従事（予定）者の資格証明書の写し

6 書類の提出方法等

(1) 提出方法

ア 様式は、市ホームページからダウンロードして使用すること。

イ 期限内に、直接持参又は郵送（必着）にて提出すること。

ウ 提出書類等は返却しない。

(2) 作成上の注意

必要事項を記入すること。なお、記入枠の拡大、資料の添付を認める。

(3) 提出先

豊川市福祉部介護高齢課高齢者支援係（豊川市役所本庁舎1階）

住所：〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2105 FAX：0533-89-2137

7 募集期間

令和7年3月26日（水）から令和7年4月8日（火）まで

8 質問の受付と回答

(1) 受付方法

質問がある場合のみ、内容を記載しFAXで提出。

(2) 回答方法

質問を受付後、おおむね1週間以内に回答する。

9 審査方法および選定

応募資格、実施・運営体制、事業に対する理念等を評価し、市が定めた基準を満たした事業者の中から、本業務を適切に実施できる事業者を選定する。

10 その他

(1) 書類の追加提出等

市が必要と判断した場合、書類等の追加提出を求めることがあるのでこれに応じること。

(2) ヒアリング等の実施

市が必要と判断した場合、ヒアリング等を求めることがあるのでこれに応じること。

11 スケジュール

内容	日程
募集要項公表	令和7年3月下旬
応募書類の提出期限	令和7年4月8日（火）

選定事業者の決定 選定結果の通知	令和7年4月15日（火）頃
委託契約手続き	令和7年4月中旬から
業務開始	契約締結日から

（別紙1）事業実施の流れ

① 市が団体よりフォローアップ教室依頼書（様式第1号）を受理する。



② 市が、団体の希望日時・場所に応じて実施事業者へ依頼をする。



③ 実施事業者が、市へ、フォローアップ教室支援計画書（様式2号）を提出する。



④ 実施事業者が、団体に対してフォローアップ教室を実施する。



⑤ 終了後、実施事業者が、市へ、フォローアップ教室実施報告書（様式3号）を提出する。